

## 中野区住宅整備基準

「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」における東京都住宅補助に係る中野区における住宅整備基準を下記のとおり策定する。

- 「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金」の交付を受けて建築を行うサービス付き高齢者向け住宅の建築及び運営・管理にあたっては、関係する法律・条例・要綱・要領等を遵守するとともに、必要な場合には報告の求めに応じるなど、関連所管と十分連携をとること。
- 1棟あたりの住戸数が5戸以上であること。
- 地域との良好な関係を維持するため、以下を行うこと。
  - ・運営及び管理を行う者の氏名、連絡先（不在時の緊急連絡先を含む。）等を記載した表示板を、建築物の出入り口付近の見やすい場所に設置する。  
表示内容に変更が生じた場合も同様とする。
  - ・町会又は自治会への加入促進に関する情報提供に努める。
  - ・ごみ出しのルールを周知徹底する。  
また、必要に応じて閉鎖式のごみ集積場を設置するなど、適正な管理を行う。
- 特定施設入居者生活介護サービスの承認を取る予定の場合は、東京都への申請前に、区の担当（健康福祉部福祉推進分野介護基盤整備担当）に事前相談をすること。

平成27年5月26日

都市基盤部都市計画分野住宅施策担当  
健康福祉部福祉推進分野介護基盤整備担当